

議 事 録

令和6年度四万十町農業委員会6月総会

日 時 令和6年6月25日(火)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 大正地域振興局 2階 大会議室

日 程

- 第1 指定第5号 会期の決定について
- 第2 指定第6号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第4号 非農地証明事務処理報告
- 第4 議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第5 議案第12号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第6 議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について
- 第7 議案第14号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
- 第8 その他

〔出席委員〕

1. 下元 弘章 2. 掛水 誠幸 3. 廣井 栄治 4. 小野 重明 5. 濱田 誠
6. 下元 誠一郎 7. 浜田 大彰 8. 宮崎 恵美子 9. 山本 道雄 10. 東出 一茂
11. 土居 稔 12. 竹村 加壽子 13. 武内 道則 14. 吉良 榮 15. 欠員
16. 中原 英昭 17. 宮脇 真弓 18. 梶原 美智 19. 太田 祥一
20. 中城 康子 21. 岡村 博晶 22. 西井 健夫 23. 西内 一隆 24. 欠席
25. 欠席 26. 甲把 雄 27. 市川 正司 28. 大西 博之 29. 欠席
30. 澤田 憲男 31. 武市 敏男 32. 山本 奨一 33. 橋本 健太郎 34. 平野 直人
35. 山崎 力 36. 上野 渡 37. 佐々木 通 38. 秋田 公幸 39. 吉田 健夫

〔欠席委員〕

- 24 市川 絢子 25 常石 幸浩 29 石田 芳秋

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・山陸 聖弥・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。5月30日に、建議検討委員の皆さんが作っていただいた意見書を町長に提出してまいりました。今年の意見書はあまりあれもこれもと欲ばらずに数点に絞って要点のある、またしっかり活動に生かしていただけるような、町政に生かしていただけるような内容でいこうということで、検討委員の皆さんが頑張って作成していただいたものを持ってまいりました。建議検討委員の山本道雄委員長、中原英昭副委員長、それから私で持って行ってまいりました。町長にも今の農業の現状と資材高騰などいろんな現状等を伝えてまいりまして、厳しい現状も言ってきました。四万十町は一次産業中心の町だということで、どうしてもこの一次産業をおろそかにしたらいかんということ、色々としつこいほど言うてきました。町長もよく分かったと、今後の町政に生かしてくれるんじゃないかという期待を持って渡してまいりました。

それと6月議会におきまして農業委員が議会で承認をいただきました。これも竹内純さんが亡くなりましたので1名欠員という形になりますが、この問題につきましては、今日の追加日程の中で事務局から説明があるかと思えます。そちらの方もよろしくお願い致したいと思えます。次には9月に推進委員を農業委員会から任命するという形です。

それと今度7月5日6日に、兵庫県の加古川市農業委員会の方に視察研修にいらしてまいります。農業委員と推進委員23名、事務局3名、農林水産課から2名。合計28名で行く段取りができております。昨年11月に行ったのですが、年度が変わりまして8カ月ぶりですが、もう一回最後、このメンバーで行こうということになりましたので、行ってまいりたいと思っております。最後の研修でございますので、実のある研修にしたいと思っておりますので、ご参加される方、皆さんよろしくお願い申し上げたいと思えます。それでは、ただいまより6月総会に移っていきたく思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

議長

ただ今から、令和6年度四万十町農業委員会6月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は議席番号10番 東出一茂委員にお願いします。ご起立をお願いします。憲章は、添付資料の最後でございます。

10番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、24番 市川絢子委員、25番 常石幸浩委員、29番 石田芳秋委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第5号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和6年度四万十町農業委員会6月総会の会期は、令和6年6月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第6号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。

四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に9番 山本道雄委員と33番 橋本健太郎委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第4号 「非農地証明事務処理報告」について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 四万十町非農地証明書発行事務、取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書3ページをご覧ください。

今月は窪川地域から2件、西部地域から1件となっております。

番号1番。添付資料は1ページから3ページです。

米奥字堂ノ越1124番、地目、畑、面積、82㎡、外6筆あり、合計7筆、面積657.3㎡です。申請地は50年以上前より宅地となっております。令和6年5月15日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号2番。添付資料は4ページから5ページです。

影野字リヨヤシキ604番4、地目、畑、面積115㎡です。申請地は40年ほど前に車庫を建築し現在に至っております。令和6年5月17日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

窪川地域からは以上です。

続きまして西部地域からです。

番号3、添付資料は6ページから7ページをご覧ください。

土地の所在地は、戸川字サイマ 885 番 1、地目、畑、面積 383 m²内 321 m²です。残りの 62 m²については平成 19 年 4 月に第 4 条の許可を受けて墓地がたっております。申請地は、20 年以上前より資材置き場、倉庫として使用し、現在に至っている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 6 年 6 月 5 日、担当委員さんと現地確認の結果非農地証明を発行しております。

以上です。

議長 報告第 4 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第 4 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 議案第 11 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 11 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。

議案書は 4 ページからです。申請地の位置は添付資料の 8 ページからになります。件数につきましては窪川地域の 3 件、西部地域の 1 件、計 4 件です。
譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、数神字小坂場 218 番 3、地目、畑、面積 80 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積は計 123 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。申請地では、柚子や柿を栽培する計画となっております。

続いて番号 2 番 土地の所在地、東大奈路字中屋敷ノ下 609 番 1、地目、田、面積 388 m²、外 1 筆あり合計 2 筆、面積 計 3,406 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 3 番 土地の所在地、興津字瀧ノ下 180 番、地目、畑、面積 413 m²、外 1 筆あり合計 2 筆、面積 計 922 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地ではミョウガを栽培する計画となっております。窪川地域は以上です。

続きまして西部地域です。

番号 4 について説明します。土地の所在地、昭和字日番家 870 番 33、地目、畑、面積 53 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、根菜類などの野菜を栽培する予定です。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第 11 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について、私の案件でございます。番号 1 番について 6 月 22 日、譲渡人、譲受人両者から確認を致しております。現況は畑であることを確認しております。譲受人は農地を有効的に利用することを確認しております。譲受人は年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しております。取得する農地の周辺農地に悪影響を与えないことを確認しております。またこの農地以外の周辺農地がすべて譲受人の土地で今回、この土地を所有することで効率的な営農ができるということでした。それと、単価について聞いてみますと、町などの行政の買い上げする時の値段を参考にしたということですので。それと同じ集落の人なのであまり後からいざこざになるのも嫌だしということで、この金額になったそうです。以上の結果、番号 1 番の所有権移転は問題ないと判断をいたしました。

議長

続きまして、番号 2 番。1 番 下元 弘章委員。

1 番

譲受人、譲渡人に直接面会して話を聞いております。現在も農地の方は水稻が植えられて利用されております。譲受人は、農機具はすべて揃えていて、農業に従事する人が 3 人ほどいるということで、年間 150 日以上農作業に従事するということが問題はないと思います。譲渡人から売買のことについては、何年か前に四万十町に帰ってきて、農地の方は人に貸しておったが、子供さんも町外に住んでいてもう戻ることはないということで、売りに出したら近所の人で快く買ってくれる人がおりましたので売り渡したということです。金額についても双方合意の上の金額ということでした。何ら問題もないと思います。

議長

続きまして、番号 3 番。10 番 東出一茂委員。

10 番

番号 3 番について 6 月 23 日に現地確認と譲渡人、譲受人から確認しました。現況は畑であることを確認しています。譲受人は農地を有効的に利用しています。譲受人は年間 150 日以上農作業に従事することも確認しています。また取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことも確認しています。譲渡人は県外に住んでおり、高齢のため今後帰ってくる予定もなく、今回の売買に至ったとのことですので。以上の確認の結果、番号 3 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長

続きまして、番号 4 番。12 番 竹村加壽子委員。

12 番

21 日に現地を確認してきました。現況は畑です。大根を作っておりました。譲受人は農地を効率的に利用しております。その農地周辺は宅地がすごく近くて、きれいに使っておりますので、悪影響を与えないことも確認しました。譲受人は譲渡人が来る以前よりその畑を作っていたんで、面積も少なく、話し合いの結果、贈与することになったと言っております。何ら問題ないと判断しました。

議長 議案第 11 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 11 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 5 議案第 12 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 12 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書は 5 ページです。添付資料については 12 ページからになります。
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 6 年 7 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。
件数につきましては窪川地域の 6 件、西部地域 3 件の計 9 件です。
利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。
番号 1 番については、農地中間管理機構を通した売買となります。まず、所有者より農地中間管理機構へ所有権を移転し、その後、耕作者へ所有権が移る予定です。耕作者へ所有権が移る案件は 8 月の総会を予定しているとのこと。
番号 1 番、土地の所在地、若井川字神田 1374 番、地目、田、面積 2,516 m²、外 2 筆あり合計 3 筆、面積は合計 7,256 m²です。設定は新規になります。作物は飼料作物を栽培する計画です。権利の種類は所有権移転です。
番号 2 番、番号 3 番については農地中間管理機構の一括方式による使用貸借権・賃貸借権の設定になります。
番号 2 番、土地の所在地、窪川中津川字岸ノ上 324 番、地目、田、面積 1,139 m²、外 1 筆あり合計 2 筆、面積 2,008 m²です。設定は更新になります。期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 5 年間です。作物は野菜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。
続いて番号 3 番、土地の所在地、仁井田字柳ノ本 1905 番、地目、田、面積 1,774 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、面積は合計 4,961 m²です。設定は新規になります。期間

は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号4番、土地の所在地、六反地字野田ノ前393番1、地目、田、面積1,462㎡、外2筆あり合計3筆、面積は合計3,675㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年7月1日から令和11年12月31日までの5年6か月です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号5番、土地の所在地、奈路字扎建1179番、地目、田、面積348㎡、他3筆あり合計4筆、面積は合計4,844㎡です。設定は更新になります。期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号6番、土地の所在地、八千数字柿ノ本648番、地目、田、面積3,099㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年です。作物は野菜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

窪川地域は以上です。

つづきまして西部地域です。

番号7番、土地の所在地、相去字イヅカ谷口24番3、地目、田、面積1,367㎡。外7筆あり、合計8筆、面積が10,329㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間になります。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続きまして番号8番、土地の所在地、大正北ノ川字宮ノ瀬635番、地目、田、面積、902㎡。外1筆あり、合計2筆、面積が2,367㎡です。設定は更新になります。期間は、令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間になります。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続きまして番号9、土地の所在地、地吉字榊ノ本1159番5、地目、田、面積、207㎡。外3筆あり、合計4筆。面積が2,423㎡です。設定は新規になります。期間は、令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第12号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番についてですが、受け手が中間管理機構ですので除きます。番号2番。27番 市川正司委員。

27番 番号2番について説明いたします。

20日の晩に電話でお伺いいたしました。現況について登記地目は田なんです、水利が非常に悪いところでありまして、今は畑状態になっております。耕作者については、年間150日以上は農作業に従事していることを確認しております。地域の担い手でもありまして再設定でもあり特に問題ないと判断しております。この場所以外にも、上流部の方で田んぼも作っておりまして、周りに被害を与えないということで問題がないと考えました。

議長 続きまして、番号3番。8番 宮崎恵美子委員。

- 8 番 石田委員よりお預かりしております。
番号3番について、6月21日に借受人に確認しました。借受人は長年にわたり農業をされ、経験豊富な地域の担い手です。また、農地を効率的に利用し、年間150日以上農作業に従事しています。内容も利用集積計画のとおりです。新規の設定ですが、問題ないと判断しますということです。
- 議長 続きますして、番号4番。8番 宮崎恵美子委員。
- 8 番 番号4番について、19日に貸出人より、22日に借受人双方から確認を取りました。借受人は高知市在住ですが、実家が仁井田にあり、休みのたびに帰ってきて農業をやっています。他にも三反ほど耕作していて、8月で完全に退職するので、本格的に農業をすると張り切っていましたので新規の設定ですが問題ないと思います。それと図面は、三枚の田んぼになっておりましたが、実際は一枚の田んぼになっております。以上です。
- 議長 続きますして、番号5番。30番 澤田憲男委員。
- 30 番 番号5番について先週ですが、借受人より電話で確認を取りました。借受人は地域の担い手でもあり農業経験も豊富であります。農作業も年間150日以上従事していることを確認しております。再設定でもあり、特に問題ないと判断します。
- 議長 続きますして、番号6番。31番 武市敏男委員。
- 31 番 番号6番について、23日借受人、貸付人から確認を取っています。まず現状の方ですけど、約三反となっておりますが、ここはハウスが実際建っておりました。そのハウスは使っていない状態です。その理由につきましてはこの貸付人の親族の方が、ハウスをやられてたんですが、亡くなられて所有者が変わった形になっております。現状でこの借受人が近くの認定新規就農者で2年前から地域の農事組合法人の方で研修をしていて、この4月から就農という形になっており、このハウスを利用して野菜、ピーマン等を作るという計画を立てております。現時的には、5畝、6畝の雨よけのピーマンを作っており、今後ハウスの要らない物は外して修繕して使いたいということです。賃借料なんですが、貸付人の方が荒さん程度にしっかりとやっていたら問題ないと言っております。本人の方も、年間150日以上、毎日ハウスの方に来てしっかりと農作業をしておりますので、問題ないと思います。以上です。
- 議長 続きますして、番号7番8番一括で。16番 中原英昭委員。
- 16 番 7番説明します。現地の確認と聞き取りに行ってきました。現地は、昨年まで地域外の農業法人の方が入って一年更新で利用権をつけて生姜を作付けしていた圃

場なんですけれども、昨年、圃場に病気が入ったらしくて、契約解除して撤退していった。借受人は地域の担い手でありまして、当該圃場を含む周辺のほぼ全ての圃場は、この借受人がきれいに管理されております。作物は水稻ということになってるんですけども、圃場の半分は水がうまく貯まらなかったらしくて、一部はさつま芋がすでに植わっておりまして、今年は大豆を作付けするそうです。以上です。

8番、現地確認と聞き取り行ってきたんですけども、借受人は地域の担い手でありまして、契約期間が10年と長いんですけども、それ以外の変更点も一切ない更新でもありまして、全く問題ありません。以上です。

議長 続きまして、番号9番。14番 吉良榮委員。

14番 番号9番について説明いたします。6月21日、現地確認と借受人に話を聞いてきました。現況は田です。稲がきれいに植えられていたのですが、この1159番は、稲は植わっていません。耕せばいつでも植え付け可能ではありますが、県道に面した以外は周りが雑木林、しかも大木に覆われていて全くと言っていいほど光が差さない状態です。そのために植えてないようです。借受人は認定農業者ではありませんが、十和地域では数少ない専業農家です。年間150日以上農業に従事し、効率的にセンブリ、椎茸、水稻などを栽培しています。住所は資料のとおりで実家がこの利用権設定した土地の近くです。貸出人ですが、高齢のため耕作が困難になり、数年前より借受人の父が田を作っていました。

借受人は長年農業され、経験豊かで地域でも中心的な存在です。すでに後継者もおり現在、親子三代で農業を行っています。新規設定ですが、以前からの稲作でありまして、周辺農地への悪影響もありません。以上確認の結果、議案11号番号9番は問題ないと判断しました。審議をお願いします。

議長 議案第12号について質疑を許します。質疑はありますか。
35番 山崎力委員。

35番 7番の件ですが、借受人が1人の方が1反当りの金額が10,000円と5,500円、統一するのが普通やと思うのですが。農地もかたまっているし。

事務局 ご本人に確認しましたら、水はけが悪いところがあるとおっしゃったので、こちらの方が5,500円。水はけも良くて水稻がそのままできるところが10,000円ってような設定になっています。

議長 他に何かありませんか。11番 土居稔委員。

11番 添付資料の43ページ、農業の従事者欄が空欄になっているので補足をお願いします。

事務局 世帯員（構成員）男2人、女2人。農業従事者は、男3人、女1人。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 12 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 12 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 13 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」を議題とします。

議案第 13 号 番号 10 番は議席番号 8 番 宮崎恵美子委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、番号 1 番から 9 番の審議採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 13 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に基づく要請について」を説明します。議案書は 10 ページです。添付資料は 47 ページからご覧ください。

この議案が公社へ促進計画案の作成を要請してよいかの審議となっています。

件数につきましては窪川地域の 10 件です。

受け人の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 から説明します。土地の所在地、奥呉地字平野屋敷 913 番、地目、田、面積、3,034 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、面積は合計 5,390 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は水稻を栽培する計画です。期間は町認可日から令和 11 年 7 月 31 日までとなっております。

続いて番号 2 番と 3 番については設定を受ける者が同じなのでまとめて説明します。

番号 2 番、土地の所在地、八千数字横田 735 番、地目、田、面積、1,002 m²、外 3 筆あり合計 4 筆、面積は合計 7,139 m²です。

番号 3 番、土地の所在地、八千数字柿ノ本 672 番、地目、田、面積、1,092 m²、外 3 筆あり合計 4 筆、面積は合計 3,436 m²です。

権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。

期間は番号 2 番が町認可日から令和 7 年 11 月 30 日まで、番号 3 番が町認可日か

ら令和 10 年 10 月 31 日となっております。

続いて番号 4 番から 9 番については設定を受ける者が同じなのでまとめて説明します。

番号 4 番、土地の所在地、黒石字外屋敷 1523 番、地目、田、面積、1,205 m²です。

番号 5 番、土地の所在地、黒石字山ノ下 1576 番、地目、田、面積、3,047 m²、外 7 筆あり合計 8 筆、面積は合計 16,927 m²です。

番号 6 番、土地の所在地、黒石字馬吾郎 1403 番、地目、田、面積、2,970 m²です。

番号 7 番、土地の所在地、黒石字馬吾郎 1410 番、地目、田、面積、2,634 m²、外 4 筆あり合計 5 筆、面積は合計 9,703 m²です。

番号 8 番、土地の所在地、土居字宗崎ヤシキ 137 番 1、地目、田、面積、650 m²、他 13 筆あり、面積は合計 22,358 m²です。

番号 9 番、土地の所在地、奈路字鳥井ノ元 1115 番、地目、田、面積、922 m²、外 1 筆あり合計 2 筆、面積は合計 3,922 m²です。

権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。期間は番号 4 番は町認可日から令和 10 年 4 月 30 日まで、番号 5 番は町認可日から令和 11 年 7 月 31 日まで、番号 6 番は町認可日から令和 11 年 10 月 31 日、番号 7 番は町認可日から令和 11 年 10 月 31 日、番号 8 番は町認可日から令和 14 年 5 月 1 日、番号 9 番は町認可日から令和 9 年 2 月 28 日までとなっております。

議長 議案第 13 号 番号 1 番から 9 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。 28 番 大西博之委員。

28 番 番号 1 番について先日、借受人に確認いたしました。借受人は 2 年間ほど法人で研修いたしましたして一昨年ほど前から新規就農して水稻等を作っている方です。年間 150 日以上農作業に従事していますので、特に問題ないと思います。以上です。

議長 番号 2 番、3 番一括で。31 番 武市敏男委員。

31 番 番号 2 番 3 番について 24 日 23 日に現地確認と本人から確認しました。借受人は認定農業者ではありませんが、地域の集落営農組織の代表者として地域を束ねている方です。内容も再設定で問題ないと思います。

議長 続きまして、番号 4 番から 9 番までを一括で。30 番 澤田憲男委員。

30 番 番号 4 番から 9 番について昨日借受人よりお話を聞いてきました。借受人は、地域の担い手でもあります。農作業については、年間 150 日以上は従事しておることを確認しております。内容も促進計画案のとおり、特に問題ないと判断します。
以上です。

議長 議案第 13 号 番号 1 番から 9 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第13号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」番号1番から9番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第13号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」番号1番から9番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号10番の審議を行いますので、8番 宮崎恵美子委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 続いて番号10、土地の所在地、六反地字山崎20番1、地目、田、面積、629㎡、外9筆あり、合計10筆 面積は合計9,635㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は水稻を栽培する計画です。期間は町認可日から令和11年6月2日までとなっております。

説明は以上になります。

議長 議案第13号 番号10番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足ををお願いします。番号10番。7番 浜田大彰委員。

7番 現地の確認が22日、聞き取りの方が本日午前中に設定を受ける者が法人ですので、代表の方と面談をしてきました。現況は田となっておりますけども、127、126、495が前作が生姜を耕作されていたということと、水路が土羽のためなかなか水管理が難しいようで修繕の予定を立てているようで、今作については、大豆の作付けを検討していますということです。修繕終了次第、WCSの作付けを行いたいと代表の方がおっしゃっていました。150日以上農作業に従事するということを確認しておりますし、周辺農地は周りには、酪農も経営されてまして、本人が経営する牛舎が隣の圃場になっており、周辺農地への影響もないと思います。計画とは少し作付けが若干異なっておりますが、今後きちんと作付けすると本人も意欲があります。認定農業者ではないんですけども、今後、法人として認定農業者も取得していくような努力をしていきたいということをおっしゃったので、何ら問題ないと考えています。

議長 議案第13号 番号10番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 13 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」番号 10 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 13 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」番号 10 番は、原案のとおり可決されました。

8 番 宮崎恵美子委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 宮崎恵美子委員、番号 10 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 14 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 14 号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について説明いたします。

議案書 14 ページ、添付資料は 79 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。

ご審議、ご決定をお願いいたします。

今月は窪川地域の 1 件、西部地域 1 件の計 2 件です。

番号 1 番について説明します。

番号 1 数神字ハシガ谷 357 番 1、地目、田、面積 79 m²です。登記目的、所有権移転、法務局受付日、令和 6 年 5 月 13 日、登記原因 平成 16 年 5 月 1 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認をしたところ、この土地は権利者が管理しており、今回義務者より登記を変更するようお願いをされたものです。現地は添付資料 80 ページの写真のとおりで権利者が管理しています。

説明は以上です。

続きまして西部地域からです。

番号 2、西ノ川字上ミ屋敷 130 番 1、地目、畑、面積 97 m²、外 3 筆、合計 4 筆、面積 510 m²です。登記目的、所有権移転、法務局受付日、令和 6 年 5 月 27 日、登記原因 平成 16 年 3 月 7 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、この土地につきましては、30 年以上前から土地の管理をしており、現地は添付資料 84 ページ 85 ページの写真のとおりで、現在まで権利者が管理をしております。以上です。

議長

議案第 14 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について私が担当です。権利者から 6 月 11 日に話を伺い現地も確認してきております。権利者と義務者は親戚同士でありまして、義務者が遠い所にいるため農地の管理ができないため、権利者が管理を任されていたということで、今回義務者より登記の申し入れがあったそうです。特に問題ないと思います。

議長

続きまして、番号 2 番。18 番 梶原美智委員。

18 番

6 月 21 日に、権利者からお話を伺うことができました。権利者と義務者は親戚であり、30 年以上前から管理をされてきたということで義務者はもうこちらに戻ることもないし、自分たちは管理ができないという相談があり決まったそうです。

議長

議案第 14 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
8 番 宮崎恵美子委員。

8 番

番号 1 番ですが、これは田んぼですか。耕作放棄地ですか。

議長

大草になっておりますが、田んぼですが畑状態で作っていたそうです。大豆なんかも植わってございました。

議長

他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 14 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 14 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 お諮りいたします。
報告第 5 号「農業委員の欠員補充について」を追加日程 1 として、日程を変更し、ただ今より議題とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご異議ありませんので、ただ今より追加日程第 1、報告第 5 号「農業委員の欠員補充について」を議題といたします。事務局より報告を求めます。

事務局長 報告第 5 号農業委員の欠員補充について報告いたします。議席番号 15 番竹内純委員の死亡により農業委員が 1 名欠員となりました。四万十町農業委員会の委員の任命に関する規定では、第 9 条で委員に欠員が生じ、四万十町農業委員会の運営に支障が生ずる恐れがある場合は、この規定に定める手続きに基づき、速やかに委員の補充に努めるものとする規定をされております。

令和 6 年 8 月末を持って終了する任期につきましては、残りの期間が 2 カ月であること、また農業委員は議会同意を得る必要があるため、次の議会定例会が 9 月であることから、8 月末までに議会同意を得ることができない。以上の理由から補充はしないことといたします。次に令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日の任期分につきましては、7 月 1 日より再募集を行う予定としております。その後、9 月議会において同意していただき任命とするというような流れになります。

この場合、任期は議会同意日以降の任命の日から令和 9 年 8 月 31 日までとなります。以上です。

議長 報告第 5 号「農業委員の欠員補充について」を終わります。

議長 続いて、日程第 8 その他の件について議題とします。
事務局でありませんか。

事務局 農地利用状況調査等について説明します。
農業委員会では、毎年 7 月から 8 月にかけて、農地法第 30 条の規定に基づき、町内すべての農地に対して「農地利用状況調査（農地パトロール）」を行うこととされています。遊休農地の発生防止・解消は最適化活動としても重要とされていますので、委員の皆様には毎年ご苦勞おかけしますが、ご協力よろしく願います。

それでは調査方法についてご説明します。お配りしました、「令和 6 年度農地利用状況調査等に当たって」をご覧ください。

まず、調査期間は毎年同じ期間ですが 7 月から 8 月末の間に実施していただきま

すようお願いいたします。

次に、調査の内容についてですが、各委員さんの担当区域、全ての農地について調査をお願いします。

全ての農地が対象になるんですが調査のポイントとして3点あります。

1点目、「遊休農地」の調査をお願いします。遊休農地がありましたら、お配りしています「利用状況調査表」に記入してください。

もう一枚、記載例の方を見ていただきまして、農地情報についてはわかる範囲での記入で構いません。地番等を調べていただき、荒廃等の状況、遊休農地の位置づけの欄を、記載例のようにご記入をお願いします。

遊休農地の位置づけですが、遊休農地は、

1号遊休農地（いわゆるA分類）と非農地判断の農地（いわゆるB分類）に分けられています。

1号遊休農地について、実際は緑区分と黄色区分に分けられるんですが、黄色区分については基盤整備事業などの整備が必要なものとしますので四万十町としては一括して緑区分として処理します。状態としては「再生利用が可能な荒廃農地」とされ、判断基準としては「過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、今後も農地の維持管理（草刈等）や農作物の栽培が行われる見込みのない農地。」となります。

年1回程度草刈をして管理していると思われる農地は、該当しませんので、農地の状況によりご判断をお願いします。

次に非農地判断（いわゆるB分類）の農地とは、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とされ、「森林化し、農地に復元する為の、物理的な条件整備が困難な農地、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれる農地。」となります。

こう書いていますが、そのさび分けがわからない方もいらっしゃると思いますので、例ですが、写真を付けさせてもらっています。

この写真だけでは判断が難しいと思いますが、これを参考にしてもらって、調査表に記入して提出してください。

配布資料の中に担当地区のB分類一覧表をお配りしています。その一覧表を見ていただいてその中に入っていない農地を調査表に記入するようお願いします。

また、これまでの調査でA分類となっている農地については、今回の調査でも必ず状況を確認するようにお願いします。該当のある委員さんには、別途調査表をお渡ししていますのでよろしくをお願いします。

それから、2点目のポイントは農地法3条・利用権設定の許可のあった農地の利用状況の確認。

3点目のポイントは、違反転用の確認については、確認できる範囲でお願いします。

調査の結果、A分類・B分類とも無い場合、去年と変更ないという場合は、調査書の提出は不要ですが、必ず農業委員会までその旨をお伝えください。その他、地番がわからないとかでなにかありましたら事務局の方にお問い合わせください。

それから赤字でも書いておりますが、調査表とは別に活動記録簿への記入もお願いします。活動記録簿へは遊休農地の発見・未発見に関わらず、調査した場合、記入をお願いしたいと思います。

調査表へは遊休農地を発見した場合のみ記入してください。

委員の皆様にはご苦勞おかけしますが、ご協力よろしくをお願いします。

以上簡単ではありますが説明を終わります。

議長

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

議長

以上をもちまして、令和6年度 四万十町農業委員会6月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時00分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和6年 月 日

会 長

署名委員 9 番

署名委員 33 番
